



令和5年4月25日

～低所得の子育て世帯に対する支援～ 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、「港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を速やかに支給します。

概要

■支給額 児童一人当たり50,000円

■対象者 【ひとり親世帯分】

- ①児童扶養手当受給者(港区で令和5年3月分を受給した方)
- ②公的年金等の受給により令和5年3月分の児童扶養手当が停止されている世帯
- ③家計急変者

【ひとり親世帯以外分】

- ①港区で令和4年度の本給付金を受給した方
- ②家計急変者

全額国庫負担で実施します

申請要否とスケジュール

	申請要否とスケジュール				
	【ひとり親世帯分】 (見込数 1,569 人)		【ひとり親世帯以外分】 (見込数 4,416 人)		
対象者	①児童扶養手当受給者(港区で令和5年3月分を受給した方)	②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当が停止されている世帯	③家計急変者 ※児童扶養手当の要件に該当し、直近の収入が同手当の所得限度額未満に下がった方等	①港区で令和4年度の本給付金を受給した方	②家計急変者 ※平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育する方で、令和5年度分の住民税均等割が新たに非課税となる方等
申請	不要 (プッシュ型)	必要	必要	不要 (プッシュ型)	必要
スケジュール	・令和5年5月中旬案内通知発送 ・令和5年5月末支給	・令和5年6月1日 申請受付開始 ・令和6年2月末 申請締切り		・令和5年5月中旬案内通知発送 ・令和5年5月末支給	・令和5年6月1日 申請受付開始 ・令和6年2月末 申請締切り

※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の両方を受け取ることはできません。
※他の市区町村から、令和5年度の本給付に相当する支給を既に受けている方を除きます。

**令和5年4月21日付で補正予算を専決処分し、
5月から順次支給を開始します！**

【問合せ先】

子ども若者支援課 課長:矢ノ目(やのめ) 電話:03-3578-2470
子ども若者支援課 子ども給付係 係長:黒沼(くろぬま) 電話:03-3578-2433